



■ ■ 今月の主な内容 ■ ■

- | | | | |
|-----|-------------------------|-----|--------------------------|
| P1 | かごしま子育て応援企業登録制度のご案内 | P16 | 外国人材受入環境整備支援事業のご案内 |
| P2 | かごしま「働き方改革」推進企業認定制度のご案内 | P18 | 鹿兒島県女性活躍推進宣言企業のご案内 |
| P2 | 鹿兒島働き方改革推進支援センターのご案内 | P18 | イクドリ！宣言 企業・事業所募集のご案内 |
| P4 | 令和8年度全国安全週間のご案内 | P19 | がん検診のご案内 |
| P4 | 企業による障害者雇用体験事業のご案内 | P20 | 労使間のトラブルに関する相談会のご案内 |
| P5 | 令和8年度労使関係総合調査のご案内 | P21 | 賃金引き上げの支援策のご案内 |
| P5 | 令和8年度労働保険年度更新手続きのご案内 | P23 | 障害者の法定雇用率の引き上げと支援策強化のご案内 |
| P6 | 令和8年度経済センサス活動調査のご案内 | P25 | 令和8年度業務改善助成金のご案内 |
| P10 | 中小企業事業承継加速化事業費補助金のご案内 | P29 | 鹿兒島産業保健支援センターからのご案内 |
| P14 | 鹿兒島県地域若者サポートステーションのご案内 | | |
| P15 | 物価高騰等対策特別資金のご案内 | | |



「かごしま子育て応援企業」に登録しませんか？ 登録企業 870社（令和8年5月11日現在）

「かごしま子育て応援企業」とは？

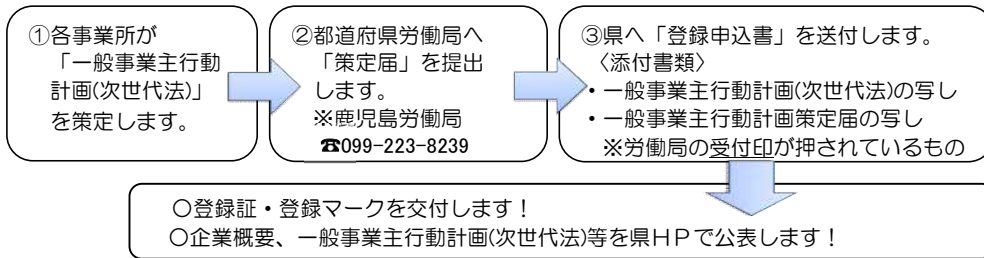
県では、従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、県民の皆様幅広く紹介しています。



かごしま子育て応援企業登録マーク

登録するには…

県内に事業所（支店等を含む）があり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していることが条件です。



～登録のメリット～

- 県ホームページや広報誌等で紹介されます。
- 登録企業であることを表示することで、企業のイメージアップにつながります。（登録マークを自社のホームページやパンフレット、名刺などに活用できます。）
- 県主催の合同企業説明会等において子育て支援に取り組んでいる企業として分かりやすく紹介します。
- 県就職情報提供サイトかごJobにて子育て応援企業登録の表示をします。

※かごしま子育て応援企業に関する詳しい登録申込や登録企業の取組等については、県ホームページをご覧ください。

【問い合わせ・かごしま子育て応援企業登録申込先】

県庁雇用労政課労働福祉係 ☎099-286-3014 ✉roufuku@pref.kagoshima.lg.jp

【県HP】 <http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/ouenkiyou/tourouku1.html>

かごしま「働き方改革」推進企業認定制度 ～認定マークを作成しました！～

県では、働き方改革に取り組む県内企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。近年、就職先を選ぶに当たって「働きやすさ」がとても重視されています。自社の魅力を広く発信するツールとして、本認定制度をご利用ください。詳しくは県HPをご覧ください。

注目ポイント🔍

☑ **認定マーク**を作成しました！



認定のメリット

- 県主催の合同企業説明会等への優先参加（無料）
- 学生等、人材確保に向けた企業の魅力向上
- 県中小企業融資制度の信用保証料率の引下げ
- 働き方改革推進に資する県の取組や国の助成金等の情報提供
- 県のホームページ等で企業の働き方改革の取組等を紹介
- 呼称・認定マークの使用

認定要件の概要（詳しくは県HPを御覧ください）

【必須】

- ◇ 代表者が「イクボス」宣言
- ◇ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- ◇ 社内の意識向上の取組
- ◇ 長時間労働縮減の取組

【選択（次の1つ以上）】

- ◇ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
- ◇ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

【選択（次の2つ以上）】

- ◇ 非正規雇用社員の処遇改善
- ◇ 業務改善による生産性の向上
- ◇ 女性の活躍推進
- ◇ 若手社員の活躍推進
- ◇ 治療と仕事の両立支援・健康支援（健康経営）
- ◇ 育児と仕事の両立促進
【「プラス共働き・共育て」は必須項目です。】
- ◇ 介護と仕事の両立促進
- ◇ 障害者の活躍推進
- ◇ 高齢者（65歳以上）の活躍推進

【プラス共働き・共育て（必須）】

- ◇ 育児と仕事の両立支援
- ◇ 男性の育児休業取得促進
- ◇ 育児中のキャリア形成

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 <http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/hatarakikata/seido.html>

働き方改革に取り組みたい！認定制度に挑戦したい！方へ ～鹿児島働き方改革推進支援センターのご案内～

【サービス紹介】※詳細は次のページでご確認ください

- 来所相談・電話相談・メール相談
- 企業への訪問相談サービス

労働時間の上限規制への対応など「働き方改革」に取り組む事業主を訪問し、①貴社の状況把握、②解決方法のご提案、③提案後のフォローアップの3段階の相談支援によりサポートします。

【問合せ先】 鹿児島働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業）
☎ 0120-380-436

【住所】 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル11階

【HP】 <https://hatarakikatakaiikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>

働き方改革推進支援センターを 利用してみませんか？

全国47都道府県にあるセンターで、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。
(受付時間：原則 平日9:00~17:00)



メール相談

メールでの相談も承ります。



企業へのコンサルティング

専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。



セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金※など、働き方改革に関連する助成金の相談を承ります。



働き方改革推進支援センター

※コンサルティングの申し込みやセミナーの開催情報などは事業所の所在地の都道府県名をクリックしてご覧ください。

相談事例紹介



事業主

基本給以外にさまざまな手当を支給しているが、明確な基準はない。支給基準を明確にすれば働く意欲がもっと向上すると思うが、何をすればいいかわからない…

その問題一緒に解決しましょう！

各種手当を全て正社員と非正規雇用労働者で同一にする必要はありません。各手当の性質・目的を確認していくことで、その支給基準を明確にし、規定に定め、「見える化」しましょう。



社会保険労務士

取り組んだ感想

法的知識がないまま、各種手当の見直しに取り組んできたが、間違っていたことも多々あり、どのように見直していけばよいか分からなかった。
今回の支援で法令を遵守しながら待遇の改善ができ、大変心強く、ありがたく思っている。

※キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

例1：賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等※1の基本給の賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成。

- ※1 正社員以外のいわゆる「非正規雇用労働者」のこと。
- ※2 基本給の額を定めた規定や賃金テーブル、賃金一覧表のこと。

例2：正社員化コース

就業規則または労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員転換※3した場合に助成。

- ※3 正社員への転換または直接雇用（派遣労働者の場合）のこと。多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）への転換、直接雇用も「正社員転換」に含まれます。

詳しくは

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	賃金引上げ率			
	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	正社員化前 雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
		重点支援 対象者※4	中小企業 80万円 大企業 60万円
上記以外	中小企業	40万円	20万円
	大企業	30万円	15万円

- ※4 a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
- b: 雇入れから3年未満で、「過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下」等の要件を満たす有期雇用労働者
- c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者



令和8年2月作成 リーフレットNo. 4

7月1日～7月7日は令和8年度全国安全週間です！！

厚生労働省では、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とするため、7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきており、この努力により労働災害は長期的には減少しております。近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は、増加傾向が継続している状況となっております。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため令和7年7月1日から7月7日を安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、下記スローガンを設定し、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、様々な取組を実施します。

《《令和8年度全国安全週間 スローガン》》

「多様な人材 全員参加
みんなで育てる安全職場」

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【問合せ先】 厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 ☎ 03-33595-3225
【機構 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71713.html (引用元)

「企業による障害者雇用体験事業」のご案内

県では、企業による障害者雇用体験事業を県内7か所の「障害者就業・生活支援センター」に委託し実施しています。

この事業は、障害者の雇用経験のない事業所を対象に、短期の雇用体験（最長14日間）を実施することで、事業主及び障害者お互いの不安・問題点を解消し、障害者の雇用の機会を拡大しようとするものです。

※ 令和7年度事業実績

実施件数102件のうち62件が雇用体験終了後、正式雇用に移行しました

雇用体験を実施した日数に応じて、事業主に奨励金、障害者に手当が支給されます。これから障害のある方の雇用に取り組もうとしている事業主におかれましては、積極的にご活用ください。

また、障害者就業・生活支援センターは、事業主からの雇用管理に関する相談などにも応じておりますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

【問合せ先】 県庁雇用労政課雇用支援係 電話：099-286-3028

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/syogaisya/koyoutaiken.html>

労働組合を対象とした労使関係総合調査にご協力をお願いします！

県では、国からの委託を受け、労働組合を対象とした労使関係総合調査を実施しています。

調査は、県内の全ての労働組合にお願いする「労働組合基礎調査」と、労働組合員30人以上の組合の中から、国が抽出した組合にお願いする「労働組合活動等に関する実態調査」があります。

県庁雇用労政課、各地域振興局・支庁から調査票を郵送しますので、本調査へのご協力をお願いします。

なお、**本調査はオンライン回答ができます**ので、是非ご活用ください。(オンライン回答の詳細は調査票とともにご案内いたします。)

○労働組合基礎調査

労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を調査します。
〔令和7年調査結果(鹿児島県)〕

労働組合数：456組合(前年に比べ3組合減少)

組合員数：71,229人(前年に比べ2,562人減少)

○労働組合活動等に関する実態調査

労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を調査します。

(前回令和5年)

過去の調査結果につきましては、以下のホームページで公表しています。

○労働組合基礎調査(令和7年調査分)

- ・全国の状況 [厚労省 HP]

令和7年労働組合基礎調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/25/index.html>

- ・鹿児島県の状況 [県 HP]

令和7年労働組合基礎調査結果

<http://www.pref.kagoshima.jp/af04/tokei/bunya/kumiai/r7kiso.html>

○実態調査(令和5年調査分)

- ・労使関係総合調査(実態調査) [厚労省 HP]

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/18-r05.html>

【問合せ先】

県庁雇用労政課労政係 ☎099-286-3017

令和8年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

6月1日(月)から7月10日(金)は労働保険料の「年度更新」申告・納付期間です

- お手元に届く労働保険料申告書・納付書により、期間内に申告・納付を行っていただきますようお願いいたします。
- 令和8年度の労災保険率、労務費率は前年度から変更されていません。
- 令和8年度の雇用保険料率については、3種全ての事業において1/1000ずつ引き下がります。
詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>
- 申告書提出は電子申請を、保険料納付には口座振替を利用されますと便利です。
- 年度更新申告書の審査業務は外部委託しております。審査業者から申告書等の記載内容についてお問い合わせする場合がありますのでご了承ください。

◆お問い合わせ先◆ 鹿児島労働局 労働保険徴収室 TEL099-223-8276

全国すべての 事業所・企業が 対象です。



経済センサス

活動調査



調査へのご協力・ご回答よろしくお願いします。

経済センサス・活動調査は、全産業分野の売上（収入）や費用などを網羅的に把握し、我が国の経済構造の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種施策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。



インターネット回答がおすすめです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

経済センサス-活動調査

調査はどのように行われるの？

いつ調査するの？

調査期日

令和8年6月1日現在で行います。

どんなことを調査するの？

従業者数、事業の内容、売上金額、費用項目、事業別売上金額、本所・支所の別、など

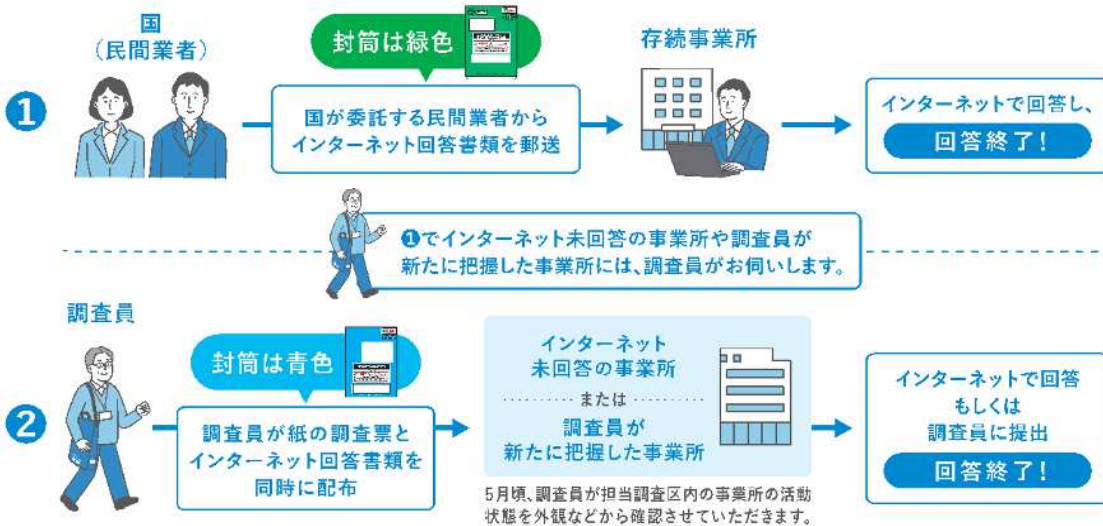
どのように回答すればいいの？

企業の規模等によって、調査方法が異なります。

① 調査員調査 対象：支所等を有さない比較的小規模な事業所、個人経営の事業所など

令和8年4月にインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

インターネット未回答の事業所や、新たに把握した事業所には、調査員が紙の調査票を配布します。記入した紙の調査票は調査員が回収します。



② 直轄調査 対象：支所等を有する企業の本社

インターネットでの回答を基本とし、令和8年5月頃に国(民間調査会社)からインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

※本調査実施のため毎年実施している「経済構造実態調査」は行いません。

調査の対象は？

全国すべての事業所・企業が対象となります。

事業所とは？

この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

- ① 単一の経営主体のもと(グループ企業は含めません)で、
- ② 一定の場所(一区画)を占めて、
- ③ 従業者と設備を有し、
- ④ 継続的に行われているもの をいいます。

同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

「事業所」の例

従業者と設備を有し、一定の場所(一区画)を占めて経済活動が継続的に行われていれば、ここに例示したもの以外であっても事業所に含めます。



本所・本社・本店



支所・支社・支店・営業所



工場



従業員のいる倉庫



幼稚園・学校



配送センター



社員研修センター



車両整備所



資料館



病院

チェーンなどの店舗について

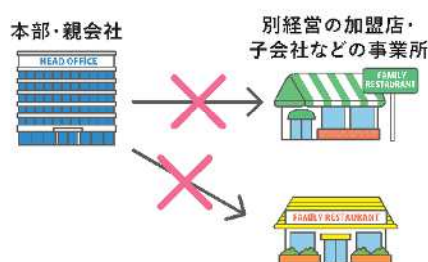
○ 同一経営主体となる例 (本所・支所の関係です)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を運営する事業主(企業)が経営するすべての店舗



✕ 同一経営主体とならない例 (本所・支所の関係ではありません)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

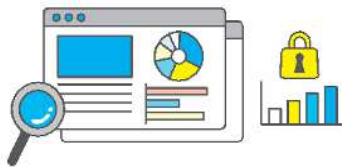


調査結果は何に活用されるの？

調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

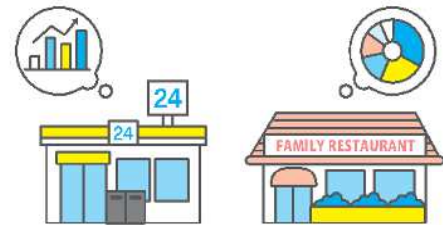
各種施策等に基づく利用やGDP統計の算出など

- ・地方交付税の算出
- ・人口減少問題対策における基礎資料
- ・鉄道等交通インフラ整備の基礎資料
- ・GDP統計の算出



新規店舗の出店計画に

- ・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料



経営支援制度や各種補助金の検討材料として

- ・物価高騰対策の各種支援制度の策定に利用
- ・小規模事業の支援に係る補助金交付の基礎資料



防災対策やまちづくりの計画に

- ・地域防災計画策定のための基礎資料
- ・まちづくりプランの防災指針策定に当たっての災害リスク分析に利用
- ・商店街等の活性化の目標値及び実績数値



経済センサス・活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく、基幹統計調査です。

基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。

調査に従事する調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員で『経済センサス・活動調査 調査員証』を携帯しています。不審に思った際は、回答しないで最寄りの市区町村にお知らせください。

経済センサス2026

検索

<https://www.e-census2026.go.jp/>

令和8年度中小企業事業承継加速化事業費補助金 (第三者承継 (M&A) 促進補助)

第三者承継 (M&A) に取り組む県内中小企業者等に対して、企業評価やM&A等に要する経費の一部を助成し、円滑な事業承継の促進を支援します。



県内事業者のM&Aによる 事業承継を支援します！！

補助上限額

50万円又は100万円

補助対象経費

- 株価等企業価値算定に係る経費
- デューデリジェンスに係る経費
- M&A等の仲介手数料 など

補助率

1/2

お問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課
TEL: 099-286-2951

補助対象者

県内に本店又は本社（主たる事業所）を有する中小企業者等（ただし、みなし大企業は除く。）

補助対象事業（交付要件）

- 1 中小企業者等が、M&Aにより事業承継に取り組む事業であること。
※売手側が県外に本店または本社（主たる事務所）を有する企業であるM&Aに係る事業は対象外となります。
※売手側と買手側の間に、人的・資金的関係がある中小企業者等によるM&Aに係る事業は対象外となります。
- 2 認定経営革新等支援機関の確認を受けた事業であること。
※認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項に規定する認定を受けた、県内商工会議所、商工会、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士などのことです。
- 3 風俗営業等の規定及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。

補助対象経費及び補助限度額

承継の種別		補助対象経費	補助限度額等
第三者承継 (M&A)	売手側	・アドバイザー契約に基づく 着手金, 中間金, 成功報酬 ・デューデリジェンスに係る経費 ・株価等企業価値算定に係る経費 ・不動産鑑定に係る経費	補助上限50万円 (補助率 1 / 2 以内)
	買手側		補助上限100万円 (補助率 1 / 2 以内)

募集期間

令和8年4月20日（月）から9月30日（水）17時まで

(注) 応募書類の受付順に随時、事業内容を審査しますので、**受付期間中に予算の上限に達した場合は、その時点で受付を締め切ります。**あらかじめご了承ください。

補助事業申請様式等

※申請様式及び詳細については、以下の県ホームページをご参照下さい。
ホーム>産業・労働>商工業>経営支援>事業承継>令和8年度中小企業事業承継加速化事業費補助金の募集について

<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/jigyousyoukeikasokukar6.html>

本件補助金及び事業承継全般に関するご相談は、鹿児島県中小企業支援課もしくは鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせください。

【鹿児島県中小企業支援課 中小企業支援係】

☎ (099) 286-2951 受付時間 8:30~17:00 (平日)

【鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター】

☎ (099) 225-9550 受付時間 9:00~17:00 (平日)

令和8年度中小企業事業承継加速化事業費補助金 (新規事業挑戦支援補助)

事業承継を契機に新商品の開発や販路開拓などに取り組む県内中小企業者等に対して、新たな事業に要する経費の一部を助成し、企業の成長促進を支援します。



次世代の経営者による 新たな挑戦を支援します！！

補助上限額

50万円

補助対象経費

- ・マーケティング調査に係る経費
- ・新規事業の計画策定に係る経費
- ・IT導入に係る経費 など

補助率

1/2

お問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課
TEL：099-286-2951

補助対象者

県内に本店又は本社（主たる事業所）を有する中小企業者等（ただし、みなし大企業は除く。）

補助対象事業（交付要件）

- 1 令和8年4月1日時点で、事業承継（代表者の交代）後、5年未満の中小企業者等が取り組む事業であること。
- 2 風俗営業等の規定及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。

補助対象経費及び補助限度額

補助対象経費	補助限度額等
<ul style="list-style-type: none">・市場調査費 （自社で行うマーケティング調査に係る情報購入費 等）・経営計画策定費 （専門家（認定経営革新等支援機関に限る）の支援を受けて行う新規事業計画の策定に要する経費）・IT導入費 （新規事業のためのITを活用したシステム化に要する経費）・研修費（新規事業のための座学研修や実地研修に要する経費）・委託費（専門性が高く、自ら実行することが困難な業務に限る）・広報費・展示会等経費（展示会等の出展に要する経費）・借損料 など	補助上限50万円 （補助率1/2以内）

募集期間

令和8年4月20日（月）から9月30日（水）17時まで

（注）応募書類の受付順に随時、事業内容を審査します。このため、**受付期間中に予算の上限に達した場合は、その時点で受付を締め切ります**ので、あらかじめご了承ください。

補助事業申請様式等

※申請様式及び詳細については、以下の県ホームページをご参照下さい。
ホーム>産業・労働>商工業>経営支援>事業承継>令和8年度中小企業事業承継加速化事業費補助金の募集について

<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/jigyousyokeikasokukar6.html>

本件補助金及び事業承継全般に関するご相談は、鹿児島県中小企業支援課もしくは鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせください。

【鹿児島県中小企業支援課 中小企業支援係】

☎（099）286-2951 受付時間 8:30～17:00（平日）

【鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター】

☎（099）225-9550 受付時間 9:00～17:00（平日）

鹿児島県地域若者サポートステーション（サポステ）のご案内

働くことの「悩み相談」から「職場定着」までサポート！

あなたの「働きたい」気持ちに寄り添い、はじめの一步を一緒に考えます。

「働きたいけれど、一步が踏み出せない」「ブランクがあって、自分に自信が持てない」サポステは、そんなあなたの「働く」への不安に寄り添う、厚生労働省委託の支援機関です。15歳～49歳の方を対象に、お一人おひとりの状況に合わせた伴走型の支援を行っています。

【窓口案内】※相談は予約制、利用は無料です。

(1) 鹿児島サポステ（本所）

鹿児島市中町7-1 コアナ天文館2階 / TEL：099-208-0870

[月～金] 9時15分～18時00分

(2) 霧島・大隅地域常設サテライト

霧島市国分中央3-44-36 霧島商工会議所2階 / TEL：0995-57-6266

[月～金] 8時30分～17時15分

(3) 奄美地域常設サテライト

奄美市名瀬長浜町5-6 奄美市社会福祉センター3階 / TEL：0997-69-3085

[月～金] 8時30分～17時15分

【主な支援内容】

- (1) 相談・面談（ご家族の相談も可）
- (2) コミュニケーション講座
- (3) 就職ガイダンス（求人検索・履歴書作成・面接練習など）
- (4) ジョブトレ（職場体験）による就業体験
- (5) 学校中退・進路未決定直後からの切れ目ないアウトリーチ支援
- (6) ハローワークへの同行支援

【サポステHP】 <https://syokunou.or.jp/saposute-kagoshima/>

事業実施者：鹿児島県職業能力開発協会

※「サポステ」を利用するには登録と予約が必要になります。



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 物価高騰等対策特別資金

○ どんな資金？

物価高騰や人件費の上昇により経営に影響を受けている中小企業者を支援する資金です。仕入れ単価の上昇や人件費の上昇による売上総利益率・営業利益率の低下で資金繰りに困っている場合に利用できます。

○ 融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で以下A・Bのいずれかに該当するもの

A 【物価高騰関連】 以下のいずれにも該当するもの

- (1) 最近1年間のいずれかの1月間において、原材料等のうち少なくとも1品目の平均仕入れ単価が前年同期の平均仕入れ単価に比べて5%以上上昇したもの
- (2) (1)の平均仕入れ単価が上昇した品目に係る製品・サービス等の価格転嫁を行ったもの
- (3) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるもの

B 【人件費上昇関連】 以下のいずれにも該当するもの

- (1) 最近1年間のいずれかの1月間において、人件費と労務費の計（一人当たり又は総額）が前年同期に比べて3%以上上昇したもの
- (2) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるもの

※ A・Bのいずれかの要件に該当するかどうか、事業者が申告し、申込受付機関（商工会・商工会議所、金融機関等）の確認を受ける必要があります。（物価高騰等対策特別資金（物価高騰関連／人件費上昇関連）融資対象該当申告書）

○ 融資条件

融資限度額	運転資金 2,000万円
利率 <small>※金融情勢により変動 することがあります。</small>	1年以内 年1.75% / 1年超3年以内 年1.95% / 3年超5年以内 年2.05%
信用保証料 (県補助後)	年0%（保証機関の基本保証料率：年0.45%～年1.90%を、県が全額負担します。） 【国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用】 ※経営者保証の免除に際し、保証料が発生する場合があります。
融資期間	5年以内（うち据置12月以内）
償還方法	毎月均等分割
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工組合中央金庫 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書 ／物価高騰等対策特別資金（物価高騰関連）融資対象該当申告書（県要綱様式）（融資対象者Aの場合） ／物価高騰等対策特別資金（人件費上昇関連）融資対象該当申告書（県要綱様式）（融資対象者Bの場合） ／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類
取扱期間	令和9年3月31日までに保証申込受付されたもの

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ ～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～

